

# 令和7・8年度（2025・2026年度）高森町工事入札参加者資格審査申請要領

## 1 申請の対象者

令和7年度（2025年度）及び令和8年度（2026年度）において高森町が発注する建設工事の競争入札に参加しようとする建設業者で、次のいずれかに該当する者。

### (1) 知事許可を有する建設業者

令和5年（2023年）10月1日から令和6年（2024年）9月30日までの間に審査基準日が属する経営事項審査を完了（見込みを含む）している者。

### (2) 国土交通大臣許可を有する建設業者

令和5年（2023年）7月1日から令和6年（2024年）6月30日までの間に審査基準日が属する経営事項審査を完了（見込みを含む）している者。

## 2 申請の受付

### (1) 申請方法

① 電子申請 ② 郵送申請 ③ 持参

### (2) 受付期間

令和7年2月17日（月）から令和7年3月31日（月）まで

### (3) 提出先（郵送申請の場合）

〒869-1602

熊本県阿蘇郡高森町大字高森2168番地

高森町役場 総務課 総務係

※封筒に「入札参加資格審査申請書在中」と朱書き記入してください。

## 3 提出書類

	提出書類
(1)	令和7・8年度（2025・2026年度）一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（別記様式1、2、3）※別記様式3は委任先がある場合のみ
(2)	「経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書」の写し（申請時まで当該通知書の送付を受けていない場合は、「経営事項審査申請書類一式（添付書類は不要）」の写し） ※熊本県知事許可を有する建設業者にあつては、令和5年（2023年）10月1日から令和6年（2024年）9月30日までの間に審査基準日が属する経営事項審査に係るもの ※国土交通大臣許可を有する建設業者にあつては、令和5年（2023年）7月1日から令和6年（2024年）6月30日までの間に審査基準日が属する経営事項審査に係るもの
(3)	審査対象事業年度に係る変更届出書（事業年度終了）の「直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第三号）」の写し
(4)	国税（法人税と消費税及び地方消費税）に未納税額がないことの証明書（写し可） ※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの ※法令に基づく猶予制度の適用を受けている場合は、猶予制度の適用を受けていることが分かる書類を提出

(5)	<p>熊本県税に未納税額がないことの証明書(28号様式)(旧・その6証明書)(写し可)</p> <p>※熊本県内に事務所又は事業所を設け事業を行っている者のみ</p> <p>※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの</p> <p>※法令に基づく猶予制度の適用を受けている場合は、猶予制度の適用を受けていることが分かる書類を提出</p>
(6)	<p>高森町税に未納税額がないことの証明書(写し可)</p> <p>※高森町内に事務所又は事業所を設け事業を行っている者のみ</p> <p>※証明年月日が申請書提出日から3か月以内のもの</p> <p>※法令に基づく猶予制度の適用を受けている場合は、猶予制度の適用を受けていることが分かる書類を提出</p>
(7)	使用印鑑届
(8)	委任状 ※委任先がある場合
(9)	<p>経営事項審査において、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険のいずれかの加入状況が「無」であった者で、指名願の申請日までに当該保険に加入した場合は、次に掲げる書類</p> <p>① 雇用保険に関する労働保険概算・確定保険料申告書及び領収書又は完納証明書(基準決算の前期から審査基準日までのもの。ただし、審査基準日時点で加入していない場合は、加入月から指名願の申請日までに支払期限が到達している領収書又は完納証明書)</p> <p>② 社会保険の標準報酬決定通知書(直近のもの)及び領収書又は完納証明書(審査基準日を含む月の保険料を納付したことを証するもの。ただし、審査基準日時点で加入していない場合は、加入月から指名願の申請日までに支払期限が到達している領収書又は完納証明書)</p>
(10)	応札方法調書

※いずれの書類も提出部数は1部

#### 4 資格審査

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び高森町工事入札参加者資格審査格付要綱(平成14年高森町訓令第8号)に基づき、入札参加者資格の有無について審査を行う。
- (2) 3に掲げる提出書類に不足のある者並びに経営事項審査において総合評定値の請求を行っていない業種及び「完成工事高」に実績がない業種については、申請を受け付けない。
- (3) 経営事項審査において、雇用保険、健康保険又は厚生年金保険のいずれかの加入状況が「無」となっている者の申請は、受け付けない。ただし、指名願の申請日までに当該保険に加入し、かつ、当該保険料の未納がない者又は適用除外となった者は、この限りでない。
- (4) 国税及び市町村税に未納税額がある者の申請は、受け付けない。ただし、法令に基づく猶予制度の適用を受けている場合は、この限りでない。

#### 5 入札参加者資格の有効期間

今回の申請に係る入札参加者資格の有効期間は、令和7年(2025年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日までとする。

6 問い合わせ先

熊本県阿蘇郡高森町大字高森2 1 6 8 番地

高森町役場 総務課 総務係 電話0 9 6 7 - 6 2 - 1 1 1 1